

各 位

会 社 名 曙ブレーキ工業株式会社 代表者名 代表取締役社長 信元 久隆 (コード番号 7238 東証第一部) 問合せ先 広報室長 新井 良夫 (TEL. 03-3668-5183)

子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の北米統括会社アケボノコーポレーション(ノースアメリカ)の100%連結子会社であるアムブレーキコーポレーション(米国ケンタッキー州、以下「AMB」といいます。)は、下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、お知らせします。

記

- 1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日
 - (1) 裁判所 ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所
 - (2) 提起日 2007年9月26日
 - (3) 訴状補正日 2010年9月7日
- 2. 訴訟を提起した者の概要
 - (1) 商 号 DPH Holding Corporation 他
 - (2) 原告代理人名 Butzel Long 法律事務所
 - (3) 原告代理人所在地 380 Madison Avenue, 22nd Floor, New York, New York 10017, U.S.A.
- 3. 訴訟の提起を受けた者の概要
 - (1) 商 号 Ambrake Corporation
 - (2) 代表者松本和夫
 - (3) 所在地 300 Ring Road, Elizabethtown, Kentucky 42701, U.S.A.
 - (4) 事業内容 ディスクブレーキ、ドラムブレーキ、ディスクブレーキパッドの製造販売
- 4. 訴訟の内容及び請求額
 - (1) 訴訟の内容 偏頗(へんぱ)弁済否認に基づく返還請求
 - (2) 請求金額 82,134,109.82米ドル(約7,032百万円)及び利息、弁護士費用等

5. 訴訟が提起されるに至った経緯

DPH Holdings Corporation 及びその関係会社 (旧 Delphi Corporation。以下「原告」といいます。) は、2005年10月8日及び14日に米国連邦倒産法第11章に基づく倒産手続開始を申し立てました。

また原告は、上記申立日である 2005 年 10 月 8 日より前 90 日以内に、原告に対して売掛債権を有していた AMB に対し、債務の一部を弁済した行為は、同法第 547 条に定める偏頗弁済に該当するとして、2007 年 9 月 26 日、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所(以下「裁判所」といいます。)に偏頗弁済否認の訴えを起こしました。

* 偏頗弁済とは、Preference と呼ばれ、特定の既存債権者のみを優遇する弁済で、管財人、破産 債務者が否認権を行使できるとされている行為です。

上記訴えは AMB を含む 177 社に対してなされましたが、訴状送達なしに秘密裏に行われたため、 AMB を含む被告各社は、2010 年 3 月 19 日付の原告からの通知を受け、初めて訴訟提起の事実を知らされました。

AMB に関しては偏頗弁済額 39, 172, 886. 19 米ドル (約 3, 354 百万円) の返還請求という内容でした。

AMB を含む被告各社は 2010 年 7 月 2 日、裁判所に対し、2007 年 9 月 26 日に提起された訴訟そのものの棄却およびこの訴訟を秘密裏に扱うことを許可した裁判所の命令の取消を求める反論書を提出しました。

これを受け、2010 年 7 月 22 日の聴聞会において、裁判所は、被告各社が求めた訴訟の棄却・ 命令の取消は認めなかったものの、原告に対し、訴状が事実を十分に記載していないとして、そ の補正を命じました。

この命令を受け、原告は 2010 年 9 月 7 日、被告会社を AMB を含む 165 社に絞った上で、AMB に対しては、返還請求する偏頗弁済額を 82,134,109.82 米ドル(約 7,032 百万円)に増額する補正を行った訴状を提出いたしました。

※換算レート 9月16日現在85.62円/USD

6. 今後の対応

当社及び AMB は、返還義務はないものと認識しておりますので、今後は法廷において反論を行うなど、適切に対応していく方針です。

なお、現時点で、当社グループの業績に与える影響を見通すことは困難であり、今後開示すべき事項が発生した場合には、適時適切に開示してまいります。

以 上